

盛岡広域振興局長告示第50号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

令和6年8月30日

盛岡広域振興局長 小野寺 宏 和

- 1（1）道路の種類 県道  
（2）路線名 盛岡横手線  
（3）変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
岩手郡雫石町塩ヶ森13番3地先から黒沢川52番5地先まで	新	m 28.8～8.9	m 113.4
	旧	14.8～8.9	113.4

- （4）変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 盛岡広域振興局土木部

イ 期間 令和6年8月30日から同年9月30日まで

- 2（1）道路の種類 県道  
（2）路線名 大ヶ生徳田線  
（3）変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
紫波郡矢巾町大字西徳田第8地割29番2地先から26番地先まで	新	m 28.0～17.7	m 45.9
	旧	28.0～17.7	45.9

- （4）変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 盛岡広域振興局土木部

イ 期間 令和6年8月30日から同年9月30日まで